

米子工業高等専門学校 寮生保護者会会則

令和8年6月6日 後援会総会承認

(趣旨)

第1条 米子工業高等専門学校後援会会則第2条第3項の規定に基づきこの規則を定める。

(目的)

第2条 本会は、学寮の管理運営に必要な協力をすることを目的とする。

(役割)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の役割を担う。

- (1) 学寮の管理運営に係る会員の意向を調査すること。
- (2) 学寮の管理運営に係る会員の意見を取りまとめ本会としての意思を決定すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 寮生保護者会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名

2 役員は、後援会役員または支部会役員と兼ねることができる。

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、寮生保護者のうちからこれを互選する。

- 2 互選による選出が困難な場合は、1年生から3年生までの学生による抽選とする。抽選に当たった学生の保護者が役員となる。
- 3 原則として、各学年より1～2名の役員を選出するものとする。女子学生及び男子学生の保護者の両方からそれぞれ1名以上が役員に含まれるよう配慮するものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでの間その任期をまっとうするものとする。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長を代理する。
- 3 理事は、会務を処理する。

(意思決定の方法)

第8条 本会の意思決定は、インターネット等の手段を用いた表決によることを基本とする。ただし、会員又は役員が一堂に会し議論を積み重ねて審議することが必要な事項を審議する場合は、会議を開催するものとする。

- 2 インターネット等の手段を用いた表決による議事は、表決参加会員数の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、米子工業高等専門学校所在地又はその隣接地で開催することを基本としつつ、他の開催地とすることができる。また、必要に応じ場所の定めのない会議を開催することができる。
- 4 遠隔地に居住しているなど会議開催地に来ることが困難な場合は、インターネット等の手段を用いて会議に出席することを認める。

(総会)

第10条 総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の4分の1以上の会員から招集の請求があるとき招集する。

- 2 総会は、重要事項を審議決定する。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 4 他の会員1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、総会の開催日前日までに、インターネット等の手段を用いて委任状を提出するものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員（会長を除く）2名以上から招集の請求があるとき招集する。

- 2 役員会は、役員によって構成し、総会が審議決定する事項以外の事項について審議決定する。役員会において決定した事項は、総会において、又はその他適当な方法により会員に報告する。
- 3 前条第3項の規定は、役員会について準用する。この場合において、同項中「総会」とあるのは「役員会」と、「出席会員」とあるのは「出席役員」と読み替える。

(事務所)

第12条 本会の事務所は、原則として会長宅とするが、差し支えのあるときは別に置くことができる。

(会則の改定)

第13条 寮生保護者会会則の改定は、米子工業高等専門学校寮生保護者会の決議を得なければならない。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。